

## 令和5年度五島市内部統制評価報告書審査意見書

### 第1 審査の基準

この審査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

### 第2 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に規定する審査）

### 第3 審査の対象

令和5年度五島市内部統制評価報告書

### 第4 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

### 第5 審査の主な実施内容

- 1 監査委員事務局（以下「事務局」という。）は、監査委員の命を受け、市長から提出された内部統制評価報告書について、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価結果などの審査を行った。
- 2 監査委員は、事務局の復命を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、関係部局の長に説明を求めた上で、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査を行った。また、監査等及び法令の規定によるその他の行為によって得られた知見を活用した。

### 第6 審査の期間及び実施場所

- 1 審査の期間 令和6年6月25日から同年8月20日まで
- 2 実施場所 監査委員事務局等

#### (1) 事情聴取

- ア 期 日 令和6年7月30日
- イ 実施場所 市役所2-A会議室

#### (2) 講評会

- ア 期 日 令和6年8月20日
- イ 実施場所 市役所2-A会議室

### 第7 審査の結果

令和5年度五島市内部統制評価報告書は、上記第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認

めた。

## 第8 審査意見

内部統制体制の整備については、市町村長（指定都市の市長を除く。以下同じ。）は地方自治法第150条第2項において努力義務とされているところであるが、五島市長が他の市町村長に先駆けて内部統制制度を導入し、財務に関する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための組織的な取組として推進していることは、高く評価されることである。

一方、重大な不備とは言えないまでも、会計伝票処理に係る会計管理者へのてん末書の提出件数が令和4年度と比べて大きな改善が見られず、内部統制体制の整備後も財務に関する事務の誤り、遅れ等が生じている。法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することは地方自治体の基本であり、市民に対する責務であることを職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、組織としてより実効性のある取組を期待する。

また、介護保険料における所得更正等を原因とする保険料の賦課更正について、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により賦課決定の期間が2年間とされたことが組織内で共有されていなかったため、5年間遡及したことにより、553,610円が過大に還付された事案があったが、重大な不備の要件の経済的な不利益における判断基準が長崎県の基準と同額の100万円と定められていることから重大な不備の要件には該当していない。このことについては、人口、財政等の規模が大きく異なる自治体の基準が本市の判断基準として適合するのか、また当該判断を「100万円」という金額のみをもって線引きしていいものかという疑念が生じるところである。重大な不備の要件の判断基準は内部統制制度の根幹を成す重要な事項であることから、総合的な判断基準による制度の運用を図られたい。

最後に、このたびの内部統制評価報告書は、市長の部局のみを対象としているが、財務に関する事務は、市長の部局のみに限られるものではなく、市全体で取り組むことで実効性がより向上するものである。今後、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的かつ効率的、効果的に提供する体制を維持していくためにも、行政委員会等が実施している内部統制と一体となった内部統制評価体制の整備を望むものである。